

札幌市大規模再生可能エネルギー関連施設認定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市大規模再生可能エネルギー関連施設認定要綱（以下「要綱」という。）に基づく本市の認定事務を取扱うために必要な事項を定めるものとする。

(認定の手続き)

第2条 認定を受けようとする事業者は、別記様式第1号「札幌市大規模再生可能エネルギー関連施設設置（変更）に関する認定申請書」及び次の必要書類を提出すること。

- (1) 施設設置（変更）計画書
 - (2) 位置図
 - (3) 地番図
 - (4) 土地求積図
 - (5) 土地利用計画図
 - (6) 予定建築物の平面図・立面図
 - (7) その他必要な書類
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、事業計画を検討し関係部局間で十分に連絡調整を行った上で大規模再生可能エネルギー関連施設に適合するか否かを判断するものとする。
- 3 前項において大規模再生可能エネルギー関連施設に適合すると判断された場合、別記様式第2号「札幌市大規模再生可能エネルギー関連施設認定書」により、事業者に対して通知するものとする。
- 4 大規模再生可能エネルギー関連施設ではない既存建築物の改築又は用途の変更により大規模再生可能エネルギー関連施設を設置しようとする場合にも「要綱」を適用し、事業者は市長に申請するものとする。

(事業の開始)

第3条 認定を受けた事業者は、事業開始後、すみやかに関係法令の許認可書等（写）を添付し、別記様式第3号「札幌市大規模再生可能エネルギー関連施設開設届」を市長に提出するものとする。

(事業計画の変更)

第4条 認定を受けた事業者及び事業計画の変更（軽微な変更を除く）、また、建築物及び大規模再生可能エネルギー関連施設と一体である土地の権利移動が生じる場合などは、ただちに市長と協議を行い、必要に応じた手続きを取るものとする。

(事業の廃止)

第5条 施設を廃止する場合には、別記様式第4号「札幌市大規模再生可能エネルギー関連施設廃止届」と施設除去前後の写真をすみやかに提出するものとする。

(許可後の施設の利用実態の把握)

第6条 事業開始後、市長は認定施設を年 1 回以上巡回し、台帳を作成して当該施設に係る利用実態を把握するものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 12 日から施行する。